

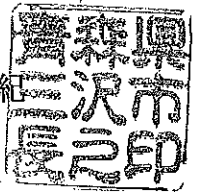


## 公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第8項の規定に基づき公告する。

令和7年3月28日

三沢市長 小檜山 吉紀



### 1 地域計画を定めた地域

- (1) 北部地域
- (2) 南部地域
- (3) 西部地域

### 2 地域計画の縦覧場所及び時間

三沢市桜町1丁目1番38号

三沢市役所別館2階 経済部農政水産課内

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで